

令和２年度日本遺産「葡萄畑が織りなす風景」
周遊ガイドマップ制作業務プロポーザル実施要項

1 目的・概要

日本遺産の魅力を周知するとともに、峡東地域への誘客及び周遊を促進するため、日本遺産の構成文化財をはじめ、地域のワイナリー等を歩いて回ることができる日本遺産「葡萄畑が織りなす風景」周遊ガイドマップ（日本語版、外国語版）を制作する。

この実施要項は、業務受託者を公募型プロポーザル方式により、公正かつ公平に実施するために、必要な事項を定めるものである。

2 発注者

峡東地域ワインリゾート推進協議会（以下「協議会」という。）

3 業務内容

以下のとおりとする。詳細については、別添「令和２年度日本遺産「葡萄畑が織りなす風景」周遊ガイドマップ制作業務委託 仕様書」のとおりとする。

- （１）周遊ルートの作成
- （２）周遊ガイドマップの制作

4 委託期間

契約締結日の翌日から令和３年２月２６日（金）まで。

5 契約上限額

金 ４，４８２，５００ 円（消費税及び地方消費税の額１０％を含む）

6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は次に掲げる条件の全てを満たす法人とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- （２）参加表明書の提出日において、国又は地方公共団体その他の公共機関から競争入札における指名停止措置を受けていない者であること。
- （３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- （４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条

第2号に掲げる暴力団又はその構成員のいずれにも該当せず、かつ、これの利益になる活動をそれと知りながら行う者でないこと。

(5) 山梨県内に本店があり、かつ、業務責任者が山梨県内に常駐できる者であること。

(6) 本業務にある内容と同類又は類似の業務を処理した実績を有していること。

(7) 峡東地域ワインリゾート推進協議会の構成員（構成員の会員含む）でないこと。

7 スケジュール（予定）

実施内容	実施日時等
企画提案募集開始	令和2年7月1日（水）
質問受付期限	令和2年7月6日（月）午後5時
質問回答	令和2年7月8日（水）
参加表明書の提出期限	令和2年7月10日（金）午後5時
参加資格確認通知	令和2年7月14日（火）
企画書の提出期限	令和2年7月22日（水）午後5時
審査委員会開催	令和2年8月3日（月）（予定）
審査結果通知	令和2年8月5日（水）
契約手続き	令和2年8月7日（金）

8 参加表明書及び参加資格確認通知

(1) 参加表明書

本プロポーザルへの参加を希望する者は「参加表明書（様式1）」を、令和2年7月1日（水）から令和2年7月10日（金）午後5時までに「13 書類提出先」まで提出すること。提出方法は持参又は郵送によるものとし、期限までに必着とすること。なお、持参する場合の受付時間は、土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

(2) 参加資格確認通知

参加資格の確認結果は、参加表明書の提出者あて電子メールにより通知する。

9 質問及び回答

(1) 質問の受付期間

質問がある場合は、「質問票（様式2）」により、令和2年7月1日から令和2年7月6日午後5時までに、件名に「日本遺産プロポーザル質問」を最初に記し、山梨県観光文化部観光資源課（kankou-sgn@pref.yamanashi.lg.jp）あてにメールで提出すること。

(2) 回答方法

受け付けた質問に対する回答は、峡東地域ワインリゾート推進協議会ホームページ (<https://wineresort.jp/>) において公開する。

(3) 留意事項

- ・質問は、企画書等の作成に係る質問に限るものとする。
- ・電話や口頭での質問には応じない。ただし、質問書の内容に疑義が生じた場合には、質問者へ問い合わせる場合がある。
- ・質問者の社名は公表しない。

10 企画書の提出

(1) 提出書類

以下の①から⑦までの書類を1セットとして、「企画書」と呼び、参加表明書を提出した事業者は、この企画書を（3）記載の提出期限までに提出すること。

① 企画提案書（様式任意）

- ・コンセプトを明確に示すこと。
- ・令和2年度日本遺産「葡萄畑が織りなす風景」周遊ガイドマップ制作業務委託仕様書の業務内容について、考え方や実現方法等を記載するとともに、できる限り別紙2「企画書審査基準」の審査項目に沿って記載すること。
- ・提案内容は、表や図等も活用しながらわかりやすく、かつ簡潔・明瞭に記載すること。
- ・印刷サイズはA4版と基本とするが、マップデザイン案についてはA3版でも可能とする。

② デザイン案・構成案

- ・周遊ガイドマップのデザイン案及びページの構成案を提示すること。

③ 作業スケジュール（様式任意）

- ・業務の作業スケジュールを示すこと。

④ 本業務の推進体制（様式任意）

⑤ 参考見積書（様式任意）

- ・本業務にかかる見積書を作成すること。なお、見積書は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- ・見積書は、できるだけ細かく分けて積算すること。なお、経費の積算にあたっては、文化庁作成の別紙1「各費目における単価上限、補助対象経費等」の内容を十分理解し、各費目における単価上限を満たし、補助対象外経費は含めないなど、積算の参考とすること。

- ⑥ 業務実績報告書（参加表明書（様式1）添付書類「業務実績報告書（別紙3）」）
- ⑦ プレゼンテーション参加予定者名簿（様式3）

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、プレゼンテーションを実施しない場合がある。その際は、参加表明書の提出者あて電子メールにより事前通知する。

（2）提出部数

企画書について、代表者印を押印した鑑を付けた正本を1部、副本（代表者の押不要）を15部提出すること。

（3）提出期限

令和2年7月22日（水）午後5時まで

（4）提出方法

「13 書類提出先」記載の提出先まで提出すること。提出方法は持参又は郵送によるものとし、期限までに必着とすること。なお、持参する場合の受付時間は、土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

1.1 審査、選定方法

（1）審査委員会

本プロポーザルにおける審査は、審査委員会を設置し審査を行う。

（2）審査の実施

企画書を提出した事業者に対し、プレゼンテーションの機会を設ける。なお、プレゼンテーションは非公開とする。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、プレゼンテーションを実施しない場合がある。その際は、提出された書面により審査を行う（非公開）。

① 実施予定日

令和2年8月3日（月）（予定）

② 会場及び時間

企画書の提出事業者あて、電子メールにより通知する。

③ 選定方法

審査委員会は、別紙2「企画書審査基準」に基づき、企画提案ごとに審査委員の評価点を集計し、その評価点の合計が最も高い企画書を提出した事業者を契約候補者として選定する。

なお、プロポーザル参加事業者が1社の場合であっても同様に審査を行い、業務を適切に実施できると判断した場合は、当該参加事業者を契約候補者として選定する。

④ 審査結果の通知

審査結果は、企画書の提出事業者あて、電子メールにより通知する。

(3) その他

- ・プレゼンテーション会場には、プロジェクター及びスクリーン、PC とプロジェクターをつなぐケーブル（VGA 端子）は実行委員会で用意するが、その他必要なものは参加者が用意すること。
- ・プレゼンテーションに参加しない場合は、選定から除外する。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、プレゼンテーションを実施しないこととなった場合はこの限りではない。

1 2 委託契約の締結

審査委員会で選定された契約候補者は、業務内容、契約条件等について、協議会で協議したのち、業務委託契約を締結する。ただし、諸事情により契約候補者と契約できなかった場合は、審査で次点となった者を新たな契約候補者として協議を行うものとする。

1 3 書類提出先

〒400-8501

山梨県甲府市丸の内一丁目6-1

山梨県観光文化部 観光資源課内

峡東地域ワインリゾート推進協議会事務局

（担 当）小林、廣瀬、宮川

（電 話）055-223-1573

（メールアドレス）kankou-sgn@pref.yamanashi.lg.jp

1 4 その他

- (1) 本プロポーザルに係る経費は、企画書等を提出した事業者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の加除修正は認めないこととする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しないこととする。
- (4) 本プロポーザルにより知り得た情報を第三者に漏らしてはいけない。
- (5) この要項に記載のない事項については、「令和2年度日本遺産「葡萄畑が織りなす風景」周遊ガイドマップ制作業務委託仕様書」によるものとする。